

平成28年度事業報告書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

I 法人の概況

- 1 設立年月日
平成25年 6月17日
平成25年11月16日 公益財団法人に移行
- 2 定款に定める目的
本法人は、埼玉県内の高等学校及び埼玉県立浦和高等学校（以下「高等学校」という。）の在学学生及び卒業生で成績優秀かつ向学心を有する者に対する奨学金に関する事業を行い、青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。
- 3 定款に定める事業内容
 - ① 奨学金の貸与及び給付
 - ② その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 4 所管官庁に関する事項
埼玉県 教育局 教育総務課
- 5 主たる事務所・支部の状況
主たる事務所：埼玉県さいたま市浦和区領家五丁目3番3号
県立浦和高等学校麗和会館内

6 役員等に関する事項

平成29年 3月31日

役職	氏名	常勤・非常勤の別	担当職務・現職
評議員	志村 嘉一郎	非常勤	浦高同窓会
評議員	杉山 剛士	非常勤	浦高校長
評議員	室田 浩司	非常勤	浦高後援会顧問
評議員	片山 篤	非常勤	元浦高後援会会長

役職	氏名	常勤・非常勤の別	担当職務・現職
理事長	川野 幸夫	非常勤	浦高同窓会顧問
常務理事	小室 正人	常勤	浦高奨学財団
理事	鈴木 啓修	非常勤	浦高教頭
理事	松村 道彦	非常勤	浦高教諭
理事	照井 幸雄	非常勤	浦高後援会顧問
理事	岩上 秀雄	非常勤	浦高後援会副会長
理事	小川 貴	非常勤	浦高同窓会
監事	荒井 伸夫	非常勤	浦高同窓会（公認会計士）
監事	丸岡 裕	非常勤	浦高同窓会（公認会計士）

7 職員に関する事項

職員数		前期末比増減
男子	1名	0
女子	0名	0
合計又は平均	1名	0

8 許認可に関する事項

平成25年11月16日付けで、埼玉県知事より、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の規定に基づき、公益財団法人として認定される。

平成27年5月14日付けで、埼玉県知事より、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第1項に規定する、税額控除に係る要件を満たしていることを証明される。

II 事業の状況

1 事業の実施状況

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

平成28年3月12日に開催した理事会の議決に基づき、埼玉県内の高等学校及び埼玉県立浦和高等学校の在籍学生及び卒業生で成績優秀かつ向学心を有する者に対する奨学金に関する事業を、次のとおり実施した。

(1) 助成金交付事業

1) 海外研修生派遣事業

海外研修に参加する埼玉県内の高等学校及び埼玉県立浦和高等学校の在籍生に対して、公募により参加費用の一部として、44名に対して654万円を助成した。

2) 修学奨学金事業

経済的理由で勉学が困難な埼玉県立浦和高等学校の在籍生については、平成28年度は応募が無かった。

(2) 奨学金給付事業

1) 留学奨学金事業

海外留学する埼玉県内の高等学校及び埼玉県立浦和高等学校の在籍生及び卒業生にたいして、公募により留学費用の一部として、9名に対して480万円を給付した。

2) 進学奨学金事業

経済的理由で進学が困難な埼玉県立浦和高等学校の卒業生については、平成28年度は応募が無かった。

2 重要な契約に関する事項

なし

3 役員会等に関する事項

平成28年 5月 6日 第一回 理事会
平成28年 5月22日 第一回 評議員会（さいたま市 麗和会館）
平成28年11月12日 第一回 選考委員会（さいたま市 麗和会館）
平成28年11月12日 第二回 理事会（さいたま市 麗和会館）
平成29年 3月11日 第二回 選考委員会（さいたま市 麗和会館）
平成29年 3月11日 第三回 理事会（さいたま市 麗和会館）

4 正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移

単位:千円

事業年度	25年 11月期	26年 3月期	27年 3月期	28年 3月期	29年 3月期	
一般財産期首残高	0	3,998	2,653	2	14	
一般経常収益	5,500	2	6,158	12,439	13,183	
一般経常費用	1,502	1,347	8,810	12,427	13,191	
当期経常増減額	3,998	△1,345	△2,651	12	△8	
一般財産期末残高	3,998	2,653	2	14	6	
資産合計	12,998	37,063	1,051,013	1,262,668	1,176,896	
負債合計	0	0	8	4	11	
正味財産	12,998	37,063	1,051,005	1,262,664	1,176,885	

Ⅲ 事業報告付属明細書

平成28年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する付属明細書は事業報告の内容を補足する重要な事項が存在しないので作成しない。